

上手に使おう 横浜の水

～健康と豊かな暮らしは 蛇口から～

西谷浄水場再整備事業における土壌調査結果について

水道局では、西谷浄水場の耐震化や処理能力増強を目的とした西谷浄水場再整備事業に係る整備工事を進めています。この工事において、土壌汚染対策法に基づく調査を進めていたところ、基準を超過した「鉛及びその化合物」、「セレン及びその化合物」が検出されましたので、お知らせします。

1 西谷浄水場敷地内の土壌汚染調査概要

(1) 目的

敷地内の掘削作業に先立ち、土壌汚染対策法第4条の規定に基づき、土壌調査を実施しました。

(2) 調査内容

敷地内での過去の薬品使用履歴等から調査を行う敷地を10m又は30mの格子状の区画に分けて土壌試料を採取し、土壌に含まれる特定有害物質の測定を行いました。

2 土壌調査結果

浄水処理施設敷地内の一部の土壌に基準を超過した「鉛及びその化合物」、排水処理施設敷地内の一部の土壌に基準を超過した「セレン及びその化合物」が検出されました。

調査項目	土壌含有基準 (mg/kg)	調査結果 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/l)	調査結果 (mg/l)
鉛及びその化合物	150以下	180～400	0.01以下	0.012～0.013
セレン及びその化合物	150以下	調査中	0.01以下	0.021

3 今後の対応

浄水処理施設敷地及び排水処理施設敷地の基準値を超えた地点は現在、整備工事範囲であり一般の立ち入りはできません。

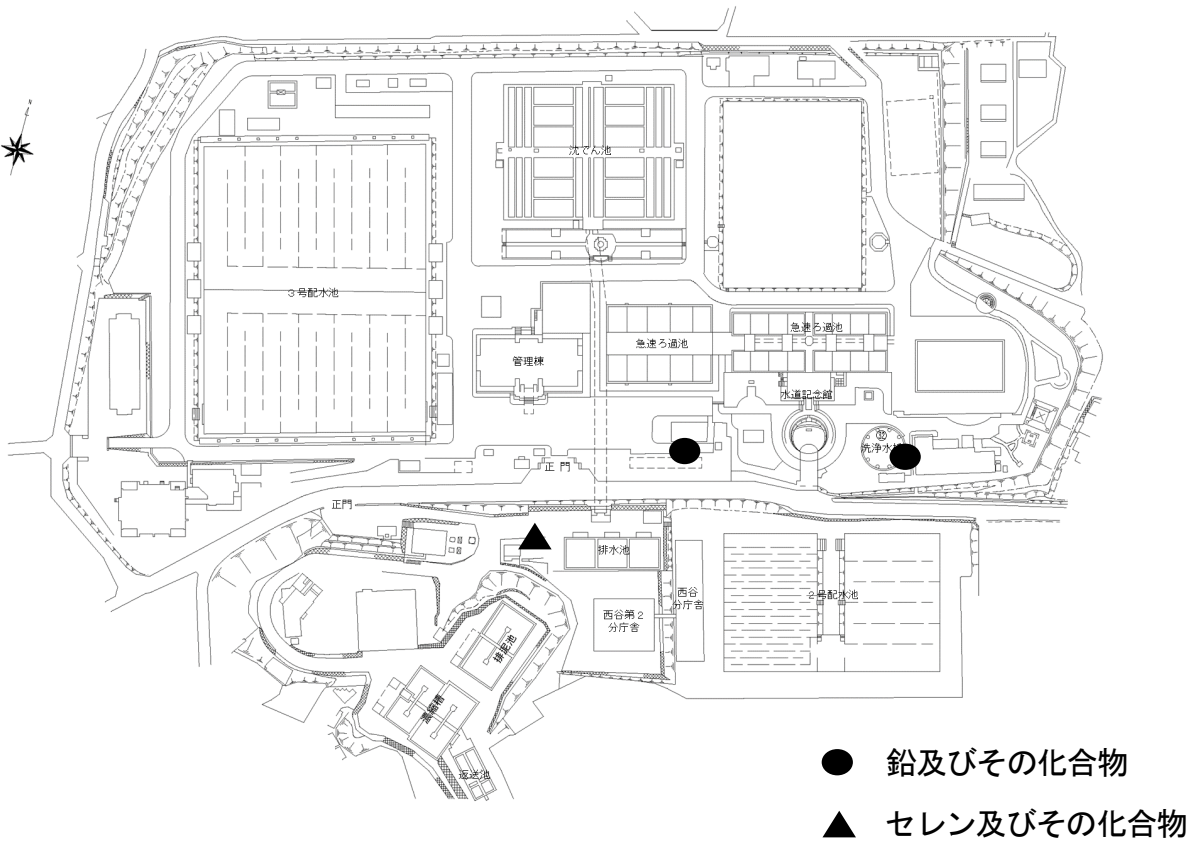
今後は、詳細な調査を実施し、関係法令に基づき適切に対応していきます。

4 水道水への影響

検出された区画は水処理施設から離れている上、土の中から検出されたものであるため、水道水に混入することはないと見られ、影響はありません。

なお、水道局で定期的に行っている原水及び浄水の水質試験でも異常はなく、水道水の安全性を確認しています。

5 検出地点



<西谷浄水場平面図>

お問合せ先

(調査・工事に関すること)
西谷浄水場再整備推進室 再整備推進課長 古川 明彦 Tel : 045-337-0870
(特定有害物質に関すること)
浄水部 西谷浄水場長 吉岡 直樹 Tel : 045-371-5335